

令和5年度 神奈川支部事業計画について

令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p data-bbox="107 288 456 328">主な重点施策と具体的な取組</p> <div data-bbox="107 368 1095 539"> <p data-bbox="129 379 443 411">1. 基盤的保険者機能関係</p> <p data-bbox="152 419 1084 531">適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、更に業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営について加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> </div> <div data-bbox="107 579 1095 943"> <p data-bbox="136 587 416 619">(1) 健全な財政運営</p> <ul data-bbox="181 627 1084 938" style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営への理解を得るため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、特に、令和 5 年度は、第 4 期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。 </div> <p data-bbox="181 991 367 1023">(具体的な取組)</p> <ul data-bbox="165 1031 1106 1142" style="list-style-type: none"> ・ 評議会において協会の保険財政について丁寧な説明を行う。 ・ 保険財政についての情報を納入告知書同封チラシに掲載するほか、関係団体を通じた広報等により加入者、事業主に対して情報発信する。 <p data-bbox="107 1201 275 1233">【重要度：高】</p> <p data-bbox="107 1246 1106 1398">協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 250 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p data-bbox="107 1445 275 1477">【困難度：高】</p>	<p data-bbox="1137 288 1487 328">主な重点施策と具体的な取組</p> <div data-bbox="1137 368 2125 539"> <p data-bbox="1160 379 1473 411">1. 基盤的保険者機能関係</p> <p data-bbox="1182 419 2114 531">適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営について加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> </div> <div data-bbox="1137 579 2125 943"> <p data-bbox="1167 587 1447 619">(1) 健全な財政運営</p> <ul data-bbox="1211 627 2114 778" style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営への理解を得るため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 </div> <p data-bbox="1202 991 1388 1023">(具体的な取組)</p> <ul data-bbox="1187 1031 2136 1142" style="list-style-type: none"> ・ 評議会において協会の保険財政について丁寧な説明を行う。 ・ 保険財政についての情報を納入告知書同封チラシに掲載するほか、関係団体を通じた広報等により加入者、事業主に対して情報発信する。 <p data-bbox="1137 1201 1305 1233">【重要度：高】</p> <p data-bbox="1137 1246 2136 1398">協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p>

<p>令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るといふ財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>	<p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るといふ財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。 このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>
<p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。 お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする 【参考】令和 4 年度実績 100%（10 月末現在） ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 97.0%以上とする 【参考】令和 4 年度実績 97.0%（10 月末現在）</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、傷病手当金等は申請受付から 10 営業日以内に支払うことを継続し、療養費(立替、装具)は申請受付から 21 営業日以内での支払いに努める。 現金給付等の郵送による申請を促す広報を実施するとともに、電話応対時に郵送による申請を依頼する。 サービス水準の向上のため、OJT を積極的に行い職員の多能化と業務の生産性の向上を図る。 	<p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。 <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする 【参考】令和 3年度実績 100%（10 月末現在） ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 97.3%以上とする 【参考】令和 3年度実績 97.3%（10 月末現在）</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、傷病手当金等は申請受付から 10 営業日以内に支払うことを継続し、療養費(立替、装具)は申請受付から 21 営業日以内での支払いに努める。 現金給付等の郵送による申請を促す広報を実施するとともに、電話応対時に郵送による申請を依頼する。 サービス水準の向上のため、OJT を積極的に行い職員の多能化と業務の生産性の向上を図る。

<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 「お客様の声」について本部提供の報告書を分析し、サービス改善に活かす。 <p>【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービス標準の100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービス標準を遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「お客様の声」について本部提供の報告書を分析し、サービス改善に活かす。
<p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関等に申請書を配置するなど利用促進を図る。 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者及び事業所を対象に、限度額適用認定証の利用促進にかかる広報を行う。 医療機関等と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用を促進する。 	<p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関等に申請書を配置するなど利用促進を図る。 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者および事業所を対象に、限度額適用認定証の利用促進にかかる広報を行う。 医療機関等と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用を促進する。
<p>(4) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案については、<u>重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。</u> 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費につい 	<p>(4) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案については、<u>支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</u> 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。

<p>令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>て、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする 【参考】令和 4 年度 0.57%（10 月末現在） <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付を受けるためだけの資格取得が疑われる申請について重点的な審査を行う。 傷病手当金と障害年金・労災保険等との併給調整について、手順書に基づき確実に実施する。 本部から提供されるリストを活用し適正化に取組む等、本部との連携を強化する。 日本年金機構等関係機関との現金給付適正化にかかる連携を強化する。 多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対し費用対効果を考えた照会を実施する。 施術箇所 3 部位以上かつ月 15 日以上以上の施術が多い傾向の施術所に対し警告文書を送付する。 	<p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付を受けるためだけの資格取得が疑われる申請について重点的な審査を行う。 傷病手当金と障害年金・労災保険等との併給調整について、手順書に基づき確実に実施する。 本部から提供されるリストを活用し適正化に取組む等、本部との連携を強化する。 日本年金機構等関係機関との現金給付適正化にかかる連携を強化する。
<p>(5) 海外療養費支給申請の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外療養費の給付適正化のため、支給申請の審査を強化する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認を徹底する。 治療目的の渡航が疑われる場合など、特に重点的に審査すべき事案については、国内における受診状況の確認や、医療機関等に対する文書照会を積極的に実施する。 被扶養者の国内居住要件については、被保険者に対する文書照会等により、その 	<p>(5) 海外療養費支給申請の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外療養費の給付適正化のため、支給申請の審査を強化する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認を徹底する。 治療目的の渡航が疑われる場合など、特に重点的に審査すべき事案については、国内における受診状況の確認や、医療機関等に対する文書照会を積極的に実施する。 被扶養者の国内居住要件については、被保険者に対する文書照会等により、その

<p>令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>妥当性を注意深く審査し、給付適正化を図る。</p>	<p>妥当性を注意深く審査し、給付適正化を図る。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(6) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト 1 件当たり査定額の向上に取り組む。 社会保険診療報酬支払基金改革 (ICT を活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等) の進捗状況等を踏まえ、協会本部が示した今後のレセプト点検体制のあり方 (協会における審査の効率化・高度化の取り組み) に基づき、支部における点検体制のあり方を検討する。 社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト (高点数レセプト等) を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。 <p>■ KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 ※について対前年度以上とする 【参考】令和 4 年度実績 0.343% (9 月末現在) (※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする 【参考】令和 4 年度実績 9,685 円 (9 月末現在)</p> <p>(具体的な取組) 【内容点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集計ツール等を活用した再審査結果の分析や点検員との面談により、支部の強み弱み及び点検員の能力を把握する。 点検員のスキルアップを図るため、定期的に研修や勉強会を実施する。 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(6) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト 1 件当たり査定額の向上に取り組む。 社会保険診療報酬支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、協会本部が示した今後のレセプト点検体制のあり方の方針に基づき、支部における点検体制のあり方を検討する。 <p>■ KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 ※について対前年度以上とする 【参考】令和 3 年度実績 0.369% (10 月末現在) (※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする 【参考】令和 3 年度実績 6,423 円 (10 月末現在)</p> <p>(具体的な取組) 【内容点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検員のスキルアップを図るため、分析および面談により点検員の能力の棚卸を行い、定期的に研修や勉強会を実施する。 集計ツール等を活用した再審査結果の分析により、支部の強み弱みおよび点検 </div>

令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経験の浅い点検員の育成を意識したチーム体制とし、中堅点検員による OJT を行い知識レベルの向上を図る。 ・ 自動点検マスタのメンテナンスや汎用任意抽出の有効的活用により、システム点検の精度向上を図る。 ・ 高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を優先した効率的な点検により、効果額及び査定率の向上に努める。 ・ 原審査の精度向上や支部間差異の解消を図るため、支払基金と連携することで再審査の効率化を図る。 ・ 進捗会議を活性化し P D C A を徹底することで、継続的な業務改善を図る。 <p>【資格点検及び外傷点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 5 年 1 月の新システム導入後の新たな手順書等に基づく点検・照会業務を確実に実施する。 ・ 「管理者による進捗確認の手引き」に基づく進捗管理を徹底し、事務処理の遅れ、漏れの防止に努める。 <p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>(※) 電子レセプトの普及率は 98.7% (令和 3 年度末) となっており、査定する必</p>	<p>員の能力を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動点検マスタのメンテナンスや汎用任意抽出の有効的活用により、システム点検の精度向上を図る。 ・ 原審査の精度向上や支部間差異の解消を図るため、支払基金と連携することで再審査の効率化を図る。 ・ 進捗会議を活性化し P D C A を徹底することで、継続的な業務改善を図る。 ・ <u>組織的（チーム体制による）審査を継続・発展させ、効果額の更なる向上を図る。</u> ・ 高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を優先し、<u>1 件当たりの査定額の向上を図る。</u> <p>【資格点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替・分割サービスの開始に伴う新たな手順による点検を確実に実施する。</u> <p>【外傷点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>負傷原因照会について毎月確実に実施し、未回答者には催告状を 6 か月ごとに送付することにより効果額の向上を図る。</u> ・ <u>業務上による返還及び第三者行為による加害者求償について、全件調定することにより請求漏れを防止し適切に実施する。</u> <p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>(※) 電子レセプトの普及率は 98.8% (2020 年度末) となっており、査定する必要</p>

<p>令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>要のないレセプトの提出割合が増加している。</p>	<p>のないレセプトの提出割合が増加している。</p>
<p>削除</p>	<p><u>(7) 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）および、いわゆる「部位ころがし」（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。</u> ・ <u>あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会などを確実に実施する。</u> ・ <u>厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</u> ■ <u>KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</u> <u>【参考】令和 3 年度 0.64%（10 月末現在）</u> <p><u>(具体的な取組)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対し費用対効果を考えた照会を実施する。</u> ・ <u>施術箇所 3 部位以上かつ月 15 日以上の施術が多い傾向の施術所に対し警告文書を送付する。</u> ・ <u>あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について、審査事務手順書により審査を行い、給付の適正化を図る。</u>
<p><u>(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険 	<p><u>(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険

令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続の実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする 【参考】令和4年度実績 85.64% (10月末現在) ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする 【参考】令和4年度実績 30.44% (10月末現在) 	<p>証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施および費用対効果を踏まえた法的手続の実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする 【参考】令和3年度実績 86.02% (10月末現在) ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする 【参考】令和3年度実績 28.02% (10月末現在)
<p>(具体的な取組)</p> <p>① 保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所担当者及び加入者等に対し、保険証の使用期限に関する周知を促すため、各種広報媒体を活用し、資格喪失届出時の保険証添付の周知徹底を図る。また、協会本部から提供される未返納の対象者が多い事業所データを活用し早期返納のリーフレット等を送付する。 ・ 回収不能届を活用した電話催告を有効に実施するため、日本年金機構に対し回収不能届への電話番号の記載について随時依頼を行う。 <p>② 返納金回収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトソースにより催告状（一次・二次）を早期に送付し、債務者の納付意識の高揚を図る。 ・ 未納者に対し、文書や電話による催告を早期に実施する。 ・ 催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、弁護士名による催告状を送付する。 ・ 弁護士名による催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、費用対効果を踏まえた法的手続きを計画的に実施する。 ・ 保険者間調整を積極的に実施するため、対象者への適切な周知を徹底する。併せて債権残高等、優先順位を考慮した電話催告を計画的に実施する。 	<p>(具体的な取組)</p> <p>① 保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所担当者および加入者等に対し、保険証の使用期限に関する周知を促すため、各種広報媒体を活用し、資格喪失届出時の保険証添付の周知徹底を図る。特に資格喪失届の保険証添付率の低い事業所や返納金が多く発生する事業所に対し周知ポスターおよびリーフレットを毎月送付する。 ・ 回収不能届を活用した電話催告を有効に実施するため、日本年金機構に対し回収不能届への電話番号の記載について随時依頼を行う。 <p>② 返納金回収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトソースにより催告状（一次・二次）を早期に送付し、債務者の納付意識の高揚を図る。 ・ 催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、弁護士名催告状を送付する。 ・ 弁護士名催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、費用対効果を踏まえた法的手続きを計画的に実施する。 ・ 納付約束不履行者に対し、文書や電話による催告を早期に実施する。 ・ 保険者間調整を積極的に実施するため、対象者への適切な周知を徹底する。併せて債権残高等、優先順位を考慮した電話催告を計画的に実施する。

<p>令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>【困難度：高】</p> <p>電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出（※ 1）が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、レセプト振替サービス（※ 2）の拡充により保険者間調整（※ 3）が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※ 1）社会保険関連手続きの電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。</p> <p>（※ 2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>（※ 3）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p>	<p>【困難度：高】</p> <p><u>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続きの電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</u></p> <p>また、<u>令和 3 年 10 月から、これまで保険者間調整（※ 1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※ 2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</u></p> <p>（※ 1）<u>資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</u></p> <p>（※ 2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p>
<p>（ 8 ） 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 	<p>（ 9 ） 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。

<p>令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94.0%以上とする 【参考】令和 4 年度実績 41.9% (11 月末現在) <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構と連携し未送達事業所の所在地調査を行い、送達の徹底を図り確認書の提出を促す。また、未提出事業所への勧奨を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上とする 【参考】令和 3 年度実績 42.9% (11 月末現在) <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構と連携し未送達事業所の所在地調査を行い、送達の徹底を図り確認書の提出を促す。また、未提出事業所への勧奨を実施する。
<p>(9) オンライン資格確認等の積極的な広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用及び電子処方箋について、積極的に周知を図る。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者及び事業所を対象に、オンライン資格確認、マイナンバーカードの保険証利用及び電子処方箋について、各種媒体を活用した周知・広報を行う。 <p>【重要度：高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>	<p>(10) オンライン資格確認の円滑な実施 (新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認およびマイナンバーカードの健康保険証利用について、積極的に周知を図る。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者および事業所を対象に、オンライン資格確認とマイナンバーカードの保険証利用について、各種媒体を活用した広報を行う。 <p>【重要度：高】 オンライン資格確認およびマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>
<p>(10) 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 ・ 本部が定める相談体制の標準化と併せ、相談業務の品質の向上に向けた検討結果に基づいた対応を進める。 	<p>(11) 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

<p>令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>・新業務システム（令和 5 年 1 月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミーティングの頻度を高め、問題意識や情報等を共有するとともに、OJT を積極的に行い、職員の多能化・業務の生産性の向上を図る。 ・本部が進める相談体制の標準化に合わせて、電話相談業務について、受電体制の整備を図る。 ・新業務システム導入後の新たな業務フローを踏まえて、事務処理体制の見直しを図る。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>	<p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミーティングの頻度を高め、問題意識や情報等を共有するとともに、OJT を積極的に行い、職員の多能化・業務の生産性の向上を図る。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>
<p>2.戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> I 加入者の健康度の向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化 	<p>2.戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>※第3期アクションプランの目標と同一</p> <ul style="list-style-type: none"> I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化
<p>(1) データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈 I、II、III〉</p>	<p>(1) データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈 I、II、III〉</p>

<p>令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6 か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組を着実に実施する。 ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の PDCA サイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 ・第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第 4 期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、データ分析に基づく地域の特性に応じた第 3 期保健事業実施計画(データヘルス計画)を策定する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上位目標を「循環器系疾患の 1 人当たり医療費を全国平均以下とする」としたデータヘルス計画を着実に推進する。 ・ 「健診・保健指導カルテ」等の活用により、健診受診率等の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に<u>基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</u> ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の PDCA サイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上位目標を「循環器系疾患の 1 人当たり医療費を令和 4 年度時点で <u>26,222 円</u>以下とする」としたデータヘルス計画を着実に推進する。 ・ 「健診・保健指導カルテ」等の活用により、健診受診率等の向上を図る。
<p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診受診率の向上に向け、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、実施率の向上を図る。 ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、協定締結をしている市町村との連携強化をするなど、がん健診との同時実施を推進する。 ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、神奈川労働局や県との連携など、関係団体に対する働きかけを行う。 また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者(3 者間)での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じ 	<p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診受診率の向上に向け、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、協定締結をしている市町村との連携強化をするなど、がん健診との同時実施を推進する。 ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、神奈川労働局や県との連携など、関係団体に対する働きかけを行う。 また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者(3 者間)での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じ

令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>て確実に神奈川支部へ提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 69.9%以上とする 【参考】令和 3 年度実績 56.5% ② 事業者健診データ取得率を 5.8%以上とする 【参考】令和 3 年度実績 4.0% ③ 被扶養者の特定健康診査受診率を 26.2%以上とする 【参考】令和 3 年度実績 24.7% <p>(具体的な取組)</p> <p>【生活習慣病予防健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 新規適用事業所、健康宣言事業所及び効果が高いと思われる大規模事業所に訪問等による受診勧奨を実施する。 ☆ 事業所や加入者を対象とした、健診（検診車を含む）及び保健指導の受診勧奨のリーフレットを作成する。 ☆ 生活習慣病予防健診を利用していない被保険者に対し、集団健診（検診車）を案内し、サービス及び実施率の向上を図る。 ☆ 未受診事業所への生活習慣病予防健診の勧奨を実施する。 ・ 健診の質の確保及び健診機関との情報交換のため、健診実施機関への監査を 5 年に一回(年間 30 件程度)の周期で着実に実施する。 ☆ 生活習慣病予防健診実施機関における、健診予約状況照会サービスを支部ホームページにおいて提供する。あわせて参加健診機関の拡大を図る。 ☆ 健康づくりイベントへの出展により、自治体等との連携を強化するとともに、保健事業の啓発を行う。 <p>【事業者健診データ】</p>	<p>て確実に神奈川支部へ提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 65.9%以上とする 【参考】令和 2 年度実績 51.7% ② 事業者健診データ取得率を 5.8%以上とする 【参考】令和 2 年度実績 2.1% ③ 被扶養者の特定健康診査受診率を 26.2%以上とする 【参考】令和 2 年度実績 17.8% <p>(具体的な取組)</p> <p>【生活習慣病予防健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ <u>新規適用事業所に対して生活習慣病予防健診の案内等をタイムリーに送付する。併せて新規適用事業所および効果が高いと思われる大規模事業所に訪問等による受診勧奨を実施する。</u> ☆ <u>任意継続被保険者に対し文書勧奨を実施する。</u> ☆ 事業所や加入者を対象とした、健診（検診車を含む）および保健指導の受診勧奨のリーフレットを作成する。 ☆ <u>地理情報システム（GIS）を活用し、未受診者に対し居住地の近隣にある健診機関を掲載した DM の送付対象を拡大する。</u> ☆ 生活習慣病予防健診を利用していない被保険者に対し、集団健診（検診車）を案内し、サービスおよび実施率の向上を図る。 ☆ <u>健診推進経費を活用し</u>未受診事業所への生活習慣病予防健診の勧奨を実施する。 ・ 健診の質の確保および健診機関との情報交換のため、健診実施機関への監査を 5 年に一回(年間 30 件程度)の周期で着実に実施する。 ☆ 生活習慣病予防健診実施機関における、健診予約状況照会サービスを支部ホームページにおいて提供する。あわせて参加健診機関の拡大を図る。 ☆ 健康づくりイベントへの出展により、自治体等との連携を強化するとともに、保健事業の啓発を行う。 <p>【事業者健診データ】</p>

令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>☆ 事業者健診データ取得について専門業者にデータ作成を含む一括業務委託を更に拡充することでマンパワー不足を補い、効果的・効率的に取得を促進する。</p> <p>☆ 健診推進経費を活用した勧奨事業を健診機関への委託により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業所を規模や業態等でセグメント分けしたうえで、大規模事業所、業界団体(一般社団法人神奈川県バス協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会等)、健康宣言事業所等には職員が直接訪問することで関係を強化し、事業者健診データの取得を推進する。 <p>【特定健康診査】</p> <p>☆ 未受診者対策としてオプション検査等を含めた自己負担無料集団健診(会場健診)を2サイクル案内する。(健診機関主催による集団健診の広報支援を下期に計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村とがん検診の契約をしている健診機関であり、協会の特定健診と同時受診ができる健診機関の情報を集約し、支部ホームページ等にて広報する。 健診機関の協力のもと、被保険者の生活習慣病予防健診と同等の健診を被扶養者に提供し、受診拡大を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、令和5年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p>	<p>☆ 事業者健診データ取得について専門業者にデータ作成を含む一括業務委託をさらに拡充することでマンパワー不足を補い、効果的・効率的に取得を促進する。</p> <p>☆ 健診推進経費を活用し訪問による勧奨事業を健診機関への委託により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業所を規模や業態等でセグメント分けしたうえで、大規模事業所、業界団体(一般社団法人神奈川県バス協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会等)、健康宣言事業所等には職員が直接訪問することで関係を強化し、事業者健診データの取得を推進する。 <p>【特定健康診査】</p> <p>☆ 任意継続被扶養者に対し受診券を発送する。</p> <p>☆ 新規加入者に対し受診券を送付する。</p> <p>☆ 未受診者対策としてオプション検査等を含めた自己負担無料集団健診(会場健診)を2サイクル案内する。(健診機関主催による集団健診の広報支援、支部主催による集団健診の広報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村とがん検診の契約をしている健診機関であり、協会の特定健診と同時受診ができる健診機関の情報を集約し、支部ホームページ等にて広報する。また、GISを活用して、被扶養者の自宅近隣で同時受診ができる健診機関情報を掲載したDMを送付する。 健診機関の協力のもと、被保険者の生活習慣病予防健診と同等の健診を被扶養者に提供し、受診拡大を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p>

令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第 3 期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p>	<p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第 3 期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p>
<div data-bbox="129 456 1093 1136" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導の実施率の向上のため、令和 4 年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく特定保健指導利用案内のパンフレットを活用するとともに、令和 4 年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内(指導機会の確保を含む)の徹底を図る。 ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。あわせて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。 <p style="text-align: center;">■ KPI : ① 被保険者の特定保健指導の実施率を 35.2%以上とする 【参考】令和 3 年度実績 9.5% ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 25.1%以上とする 【参考】令和 3 年度実績 16.5%</p> </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当日保健指導の実施機関を確保し、初回分割実施などによる保健指導の利用拡大を推進する。実施機関確保に当たっては、委託機関への説明をはじめ、定期監査や随時の訪問における情報交換の場を活用し推進する。 ・ 委託機関事務説明会では、委託実績が上がっている機関からの好事例発表を行う等、委託機関間の情報交換を活発にして委託件数の底上げを図る。 ・ 実績が上がっていない委託機関については、支部保健師等を派遣し、体制や具体的な当日保健指導の流れ等オーダーメイド的な指導及び監督を行うことで実 	<div data-bbox="1151 456 2114 1136" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。あわせて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。 ・ <u>平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。</u> <p style="text-align: center;">■ KPI : ① 被保険者の特定保健指導の実施率を 25.2%以上とする 【参考】令和 2 年度実績 7.4% ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 25.1%以上とする 【参考】令和 2 年度実績 21.4%</p> </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当日保健指導の実施機関を確保し、初回分割実施などによる保健指導の利用拡大を推進する。実施機関確保に当たっては、委託機関への説明をはじめ、定期監査や随時の訪問における情報交換の場を活用し推進する。 ・ 委託機関事務説明会では、委託実績が上がっている機関からの好事例発表を行う等、委託機関間の情報交換を活発にして委託件数の底上げを図る。 ・ 実績が上がっていない委託機関については、支部保健師を派遣し、体制や具体的な当日保健指導の流れ等オーダーメイド的な指導および監督を行うことで実

令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>績向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間委託機関及び ICT を活用し特定保健指導の更なる周知と利用拡大を図る。 保健指導未実施の事業所や保健指導受け入れ拒否の事業所に訪問や架電を実施し実施率向上を図る。 <p>☆ 特定保健指導実施の動機づけとして、一定規模以上の健診機関を対象に、目標を達成した場合報奨金を支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の特定健診(集団健診)の際、初回面談(分割実施)を実施できる健診機関の拡大を図る。 <p>☆ 特定保健指導初回面談から 3 か月経過した対象者に対し、ステップアップ検査を実施し、効果的な保健指導を展開する。</p> <p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の Q O L の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、令和 5 年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第 3 期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。</p> <p>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p>	<p>績向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間委託機関および ICT を活用し特定保健指導の周知と利用拡大を図る。 保健指導未実施の事業所や保健指導受け入れ拒否の事業所に訪問や架電を実施し実施率向上を図る。 <p>☆ 特定保健指導実施の動機づけとして、一定規模以上の健診機関を対象に、目標を達成した場合報奨金を支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の特定健診(集団健診)の際、初回面談(分割実施)を実施できる健診機関の拡大を図る。 <p>☆ 特定保健指導初回面談から 3 か月経過した対象者に対し、ステップアップ検査を実施し、効果的な保健指導を展開する。</p> <p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の Q O L の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。</p> <p>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p>
<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 未治療者の受診率向上のため、令和 4 年度に作成した健診から保健指導・受 	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等

<p>令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>診勧奨という一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し、血圧・血糖・LDL コレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.1%以上とする 【参考】令和 3 年度実績 12.2% (令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月 通知書発送分) <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 健診結果で要治療と判定されながら医療機関を受診していない者に対して電話等による受診勧奨を、一次勧奨対象者を含めた対象者全員に委託で実施する。 ☆ 糖尿病患者にかかりつけ医と連携し、糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムを委託で実施する (横浜市、横須賀市、相模原市、川崎市)。実施する地域の拡大については、対象者の数を見ながら検討する。 ☆ 「要治療者の受診勧奨」の取組に係る新規事業として、健診機関と連携した要治療者への受診勧奨業務を実施する。 <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防止、加入者のQ O Lの向上を図る観点から、重要度が高い。</p>	<p>による糖尿病の重症化予防に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4%以上とする 【参考】令和 2 年度実績 10.0% (令和 元 年 10 月～令和 2 年 9 月 通知書発送分) <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 健診結果で要治療と判定されながら医療機関を受診していない者に対して電話等による受診勧奨を、一次勧奨対象者を含めた対象者全員に委託で実施する。 ☆ 糖尿病患者にかかりつけ医と連携し、糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムを委託で実施する。実施する地域の拡大については、対象者の数を見ながら検討する。 <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防止、加入者のQ O Lの向上を図る観点から、重要度が高い。</p>
<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ健康企業宣言の参加事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、事業所カルテの積極的な活用や、健康宣言内容の標準化 (健診実施率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化) を推進し、家族を含めた事業所における健康づくりの支援等を拡充する。 ・ かながわ健康企業宣言参加事業所の健康意識の向上を図るため、健康の維持・増進に役立つ情報や医療費適正化につながる情報提供の強化に取り組む。 	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ健康企業宣言の参加事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、家族を含めた事業所における健康づくりの支援等を拡充する。

<p>令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>・ 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を 1,210 事業所以上とする。 【参考】令和 4 年度実績 938 事業所 (11 月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <p>・ 加入事業所への文書勧奨及び健康づくりの推進に係る覚書を締結した団体等と連携した勧奨により、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。</p> <p>☆ 健康宣言事業所に対するフォローアップの一環として、メンタルヘルス予防対策を含めた健康づくりの支援(無料講座、DVD の貸出等)を拡充する。また、健診の重要性や、喫煙対策等について、理解促進に向けたリーフレットを配布する。</p> <p>☆ 宣言事業所の取組の着手、ステップアップを促すことや取組の横展開のため、取組事例集を作成する。</p> <p>☆ 事業所カルテを活用し、健康度の改善状況をデータとして健康宣言事業所へ定期的に提供することで、事業所の健康経営に対する取組意欲の向上を図るとともに、家族を含めた健診や保健指導の実施に向けて積極的な働きかけを行う。</p> <p>【重要度：高】 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p>	<p>・ 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を 960 事業所以上とする。 【参考】令和 3 年度実績 698 事業所 (12 月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <p>・ 加入事業所への文書勧奨および健康づくりの推進に係る覚書を締結した団体等と連携した勧奨により、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。</p> <p>☆ 健康宣言事業所に対するフォローアップの一環として、メンタルヘルス予防対策を含めた健康づくり講座の実施や健診の重要性について、理解促進に向けたリーフレットを配布する。</p> <p>・ 事業所カルテを活用し、健康度の改善状況をデータとして健康宣言事業所へ定期的に提供することで、事業所の健康経営に対する取組意欲の向上を図るとともに、家族を含めた健診や保健指導の実施に向けて積極的な働きかけを行う。</p> <p>【重要度：高】 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p>
<p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)</p> <p>・ 加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、本部で作成した全支部共通の広報資料(動画、パンフレット)等も活用し、支部広報誌や WEB 等により、</p>	<p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)</p> <p>・ 加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、本部で作成した全支部共通の広報資料(動画、パンフレット)等も活用し、支部広報誌や WEB 等により、</p>

令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和 4 年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 58.8%以上とする。 <p>【参考】令和 4 年度実績 58.5% (11 月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 事業所に対して、協会けんぽの事業運営、法律改正、手続き案内等について、事業等の実施時期に合わせた広報を実施する。 ☆ 加入者等に対して、協会けんぽの事業等について、メールマガジンや WEB 等を活用した広報を実施する。特に、加入者のヘルスリテラシーの向上を図るための情報提供を強化する。 ☆ 新規適用事業所に健康保険給付の内容が掲載されたシートを配布することにより、申請漏れや申請書の記載誤りを防止する。 ・ 新規適用事業所向けの制度周知とあわせて健康保険委員勧奨を継続するとともに、事業所の規模別等における委員委嘱率の差について分析を行ったうえで、委嘱率の低い層等に向けた勧奨を実施する。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体や産業保健総合支援センター等との協働開催による健康保険委員研修会を継続するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ・ 健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。 	<p>地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 52.0%以上とする <p>【参考】令和 3 年度実績 50.1% (11 月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 事業所に対して、協会けんぽの事業運営、法律改正、手続き案内等について、事業等の実施時期に合わせた広報を実施する。 ☆ 加入者等に対して、協会けんぽの事業等について、メールマガジンや WEB 等を活用した広報を実施する。 ☆ 新規適用事業所に健康保険給付の内容が掲載されたシートを配布することにより、申請漏れや申請書の記載誤りを防止する。 ・ 新規適用事業所向けの制度周知とあわせて健康保険委員勧奨を継続するとともに、事業所の規模別等における委員委嘱率の差について分析を行ったうえで、委嘱率の低い層等に向けた勧奨を実施する。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体や産業保健総合支援センター等との協働開催による健康保険委員研修会を継続するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ・ 健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。
<p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅱ、Ⅲ> <課題分析> ・ 協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべ</p>	<p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅰ、Ⅲ> <課題分析> ・ 協会で作成した「ジェネリックカルテ」および「データブック」により重点的に取り組む</p>

令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>き課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</p> <p>＜医療機関・薬局へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。またアプローチをスムーズにするために、必要に応じて神奈川県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。 <p>＜加入者へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、各種広報を積極的に実施するほか、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布などにも着実に取り組む。 県や薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合 対前年度末以上とする <ul style="list-style-type: none"> ※ 医科、DPC、歯科、調剤 <p>【参考】令和4年度実績 80.6%（7月末現在）</p>	<p>べき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</p> <p>＜医療機関・薬局へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」および「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。またアプローチをスムーズにするために、必要に応じて神奈川県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。 <p>＜加入者へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、各種広報を積極的に実施するほか、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布などにも着実に取り組む。 県や薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合 80.0%以上とする <ul style="list-style-type: none"> ※ 医科、DPC、歯科、調剤 <p>【参考】令和3年度実績 79.6%（8月末現在）</p>
<p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、広報等を実施する。 ☆ ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の既存の媒体に加え、WEBなどを利用した各種広報、健康保険委員研修会、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を通じた周知広報を行い、更なる使用促進を図る。 上記の使用促進にあたっては、県や健康保険組合連合会等との連携を図る。 ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス（年2回発送）についての周知広報を実施する。 薬剤師会との連携等による加入者への情報提供やジェネリック医薬品希望シール配布を行う等、積極的な啓発活動を推進する。 神奈川県後発医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p>	<p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ジェネリックカルテ」および「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、広報等を実施する。 ☆ ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の既存の媒体に加え、WEBなどを利用した各種広報、健康保険委員研修会、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を通じた周知広報を行い、更なる使用促進を図る。 上記の使用促進にあたっては、県や健康保険組合連合会等との連携を図る。 ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス（年2回発送）についての周知広報を実施する。 薬剤師会との連携等による加入者への情報提供やジェネリック医薬品希望シール配布を行う等、積極的な啓発活動を推進する。 神奈川県後発医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p>

令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p>	<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p>
<p>(4) インセンティブ制度の周知〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部広報誌を活用するなど引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。 ☆ インセンティブ制度や評価指標について、被保険者・被扶養者の行動変容（特に健診実施率の向上）を促すために、WEB等を活用した制度周知の広報を強化する。 	<p>(4) インセンティブ制度の周知〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から着実に実施するとともに、加入者および事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部広報誌を活用するなど引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。 ☆ インセンティブ制度や評価指標について、被保険者・被扶養者の行動変容を促すために、WEB等を活用した制度周知の広報を強化する。 <p>【重要度：高】 協会のインセンティブ制度は、事業主および加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂 2015」や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p>
<p>(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉</p>	<p>(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉</p>

令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和 5 年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川支部が参画する会議等において、加入者の健康増進や地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 <p>iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 ■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する 	<p>i) 医療計画および医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の医療計画および医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施および令和 6 年度からスタートする次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川支部が参画する会議等において、加入者の健康増進や地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 <p>iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 ■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する
<p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県から提供されたデータ等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 ☆ 「上手な医療のかかり方」について、薬剤師会等と連携し、会員薬局でのポスター掲示などを通じて加入者や事業主に対して働きかけを行うほか、健康保険委員を通じた広報を強化する。 	<p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県から提供されたデータ等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 ☆ 「上手な医療のかかり方」について、薬剤師会等と連携し、会員薬局でのポスター掲示などを通じて加入者や事業主に対して働きかけを行うほか、健康保険委員を通じた広報を強化する。
<p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要</p>

<p>令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<p>な事業であることから、重要度が高い。</p>	<p>な事業であることから、重要度が高い。</p>
<div data-bbox="107 370 1102 616" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(6) 調査研究の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化等に向けて、医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用して医療費や健診結果等の地域差について、神奈川支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析するとともに、属性別の分析を進める。 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部が作成した分析用マニュアルなどを活用し、医療費や健診結果等の集計を行い、医療費やリスク保有割合等の地域差について、県や健康づくりの推進に係る協定を締結している市の意見等を反映させた分析を実施する。また、性別・業態別・年齢階層別・疾病別等の分析を進め、支部事業施策を検討する指針とする。 かながわ健康企業宣言の参加事業所における一人当たり医療費の推移について、分析を継続して実施する。 <p>【重要度：高】 調査研究を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。</p>	<div data-bbox="1137 370 2132 616" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(6) 調査研究の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化等に向けて、医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用して医療費等の地域差を分析するとともに、属性別の分析を進める。 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 </div> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費や健診結果等の集計を行い、医療費やリスク保有割合等の地域差について、県や健康づくりの推進に係る協定を締結している市の意見等を反映させた分析を実施する。また、性別・業態別・年齢階層別・疾病別等の分析を進め、支部事業施策を検討する指針とする。 かながわ健康企業宣言の参加事業所における一人当たり医療費の推移について、分析を継続して実施する。
<div data-bbox="107 1343 1102 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>3.組織・運営体制関係</p> </div>	<div data-bbox="1137 1343 2132 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>3.組織・運営体制関係</p> </div>
<div data-bbox="107 1433 1102 1465" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> </div>	<div data-bbox="1137 1433 2132 1465" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> </div>

令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化等の状況を踏まえた人員配置を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年度に導入した新システムに基づいた、業務処理手順の標準化と効率的な業務処理体制の定着により生産性の更なる向上を図り、適切な人員配置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>標準人員をベースとし</u>、業務の効率化等の状況を踏まえた人員配置を行う。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務処理手順の標準化と効率的な業務処理体制の定着により生産性のさらなる向上を図り、<u>標準人員に基づく</u>適切な人員配置を行う。 <p><u>次期業務システムの円滑な導入に向け、滞りなく準備を進め、早期定着を図る。</u></p>
<p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成など、人事評価制度を適正に運用する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。 被評価者に対し適切な評価及びフィードバックを行う。 	<p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成など、人事評価制度を適正に運用する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。 被評価者に対し適切な評価およびフィードバックを行う。
<p>(3) O J T を中心とした人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> O J T を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「O J T」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせることで人材育成を推進する。 役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。 支部における O J T 研修を充実させ、職員の業務知識、ビジネススキル等の向上を図る。 	<p>(3) O J T を中心とした人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> O J T を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「O J T」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせることで人材育成を推進する。 役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。 支部における O J T 研修を充実させ、職員の業務知識、ビジネススキル等の向上を図る。
<p>(4) 支部業績評価への対応</p>	<p>(4) 支部業績評価への対応</p>

令和5年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)	令和4年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)
<ul style="list-style-type: none"> 他支部との比較を通じて支部の業績を向上させる。 (具体的な取組) <ul style="list-style-type: none"> 支部業績評価を通じて、支部の強み弱みを把握するとともに、職員の目標達成意識を向上させることで、神奈川支部の業績の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 他支部との比較を通じて支部の業績を向上させる。 (具体的な取組) <ul style="list-style-type: none"> 支部業績評価を通じて、支部の強み弱みを把握するとともに、職員の目標達成意識を向上させることで、神奈川支部の業績の向上を図る。
(5) 内部統制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 内部統制基本方針に基づき、効率的な業務運営を行い、また、事故等の発生防止に努める。 (具体的な取組) <ul style="list-style-type: none"> 適正かつ効率的な職務を執行するため、積極的に柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践等に取り組み、I Tを活用して効率的な業務を行う。 事故等が発生しないよう、規程やマニュアル等に基づいた業務を徹底する。 事務処理誤りが発生した場合は、原因究明を早急に行い、再発防止策を徹底する。 	(5) 内部統制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 内部統制基本方針に基づき、効率的な業務運営を行い、また、事故等の発生防止に努める。 (具体的な取組) <ul style="list-style-type: none"> 適正かつ効率的な職務を執行するため、積極的に「山崩し定着活動」等に取り組み、I Tを活用して効率的な業務を行う。 事故等が発生しないよう、規程やマニュアル等に基づいた業務を徹底する。 事務処理誤りが発生した場合は、原因究明を早急に行い、再発防止策を徹底する。
(6) リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> 有事の際に万全に対応できるよう、職員のリスク意識や危機管理能力を高める。 (具体的な取組) <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱いや情報セキュリティに関する研修等を行う。 事業継続計画書(BCP)など各種マニュアルに基づいた訓練(安否確認の実施を含む)を定期的に実施し、有事の対応に備える。 	(6) リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> 有事の際に万全に対応できるよう、職員のリスク意識や危機管理能力を高める。 (具体的な取組) <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱いや情報セキュリティに関する研修等を行う。
(7) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。 	(7) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

<p>令和 5 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>	<p>令和 4 年度 全国健康保険協会神奈川支部 (☆は、保険者機能強化予算に計上した事業)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練に参加する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部内研修やコンプライアンスマニュアルの読み合わせ等を通じ、法令等規律の遵守(コンプライアンス)を周知・徹底する。 ・ アクセス権限やパスワードの管理について常時点検を行い、個人情報保護や情報セキュリティを徹底する。 ・ チェックツール等の活用により、個人情報の管理を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練に参加する。 <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部内研修やコンプライアンスマニュアルの読み合わせ等を通じ、法令等規律の遵守(コンプライアンス)を徹底する。 ・ アクセス権限やパスワードの管理について常時点検を行い、個人情報保護や情報セキュリティを徹底する。 ・ チェックツール等の活用により、個人情報の管理を強化する。
<p>(8) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 各種経費の削減に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。 <p>【参考】令和 4 年度実績 7.6% (11 月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・ 調達にあたっては、参加が予想される業者に広く周知を行うほか、十分な公告期間や履行期間の設定、複数者からの見積書の徴取などにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、次回の調達改善につなげる。 ・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底するほか、電気使用量、郵送料等についてはコスト意識を持って業務を遂行する。また、事務所賃借料の適正水準維持に努める。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。 	<p>(8) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 各種経費の削減に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。 <p>【参考】令和 3 年度実績 0% (12 月末現在)</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・ 調達にあたっては、参加が予想される業者に広く周知を行うほか、十分な公告期間や履行期間の設定、複数者からの見積書の徴取などにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、次回の調達改善につなげる。 ・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底するほか、電気使用量、郵送料等についてはコスト意識を持って業務を遂行する。また、事務所賃借料の適正水準維持に努める。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。

あなたとあしたへつづく、健康を。

けんぽのいいぽ!

令和5年度から、さらに皆さまの健康を守り続ける、新たな取組を順次開始します。

さらに充実、一歩先へ!協会けんぽの「健康づくり」事業

令和5年
4月
スタート!

生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

最高 7,169円 → 軽減後 最高 5,282円

一般健診
対象:35歳~74歳の被保険者(本人)

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、
 血圧測定 血液検査 尿検査 心電図検査
 胸部レントゲン検査 胃腸レントゲン検査
 保腎血反応検査

メタボリックシンドロームとともに
 5大がん 肺 胃 大腸 子宮 乳房
 までカバー!

※子宮頸がん検査、乳がん検査は、別途自己負担が必要です。

※メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで腰玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、生活習慣病になりやすくなる状態のことです。

付加健診

最高
4,802円

軽減後
2,689円

令和6年4月より、付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加え、
 45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。

※付加健診とは、前目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

子宮頸がん検査、乳がん検査、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します。

健診を受けた後の行動こそが大切です!

健診

生活習慣の改善が必要
 特定保健指導を利用しましょう!

特定保健指導って?!

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳~74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

医療機関への受診が必要
 医療機関に早期受診を!

未治療者への受診勧奨!

協会けんぽでは、健診の結果、血圧値、血糖値、LDL(悪玉)コレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が健康できない方へ受診をお勧めするご案内をお送りしています。

※令和6年10月より、被扶養者(ご家族)にも医療機関への受診のご案内をお送りします。

異常なし
 引き続きの健康づくり、毎年の健診を!



特設ページは
 こちらから▶▶



全国健康保険協会
 協会けんぽ

支部



協会けんぽの健康づくりのサポートについての動画はこちらから▶▶



特定保健指導で健康への目標・行動計画をサポート

特定保健指導の対象者について

健診を受けた40歳以上の方のうち

以下の追加リスクが1つ以上ある方

腹囲
男性 85cm以上
女性 90cm以上

OR

BMI
25以上

さらに

+

血圧 血糖 脂質 喫煙

特定保健指導対象者に該当
40歳~74歳までの方

お父様 準備中

お母様

※喫煙については、血圧・血糖・脂質のリスクが1つ以上の場合はのみ追加

特定保健指導の内容について

特定保健指導では対象者の健康に向けて目標と行動計画をサポートします！健康や生活習慣を見直す良い機会です。

STEP 1

目標と行動計画の設定
20~30分の初回面談

ライフスタイルや体の状態に合わせて、運動や食事・喫煙・飲酒等の生活習慣の改善に向けた取組を個別具体的に提案・健康に向けた目標と行動計画を一人一人に寄り添って一緒に考えます。

STEP 2

3~6か月チャレンジ
行動計画の実践

STEPで考えた具体的な行動計画を実践、保健師または管理栄養士が応援します。

STEP 3

目標達成度の
チェック

減量等、目標を達成できなかつたかの確認を行うとともに、引き続き健康づくりについての取組をアドバイスします。



医療機関への早期受診について

医療機関への早期受診が必要な方

血圧

収縮期血圧値
160mmHg以上
拡張期血圧値
100mmHg以上

血糖

空腹時血糖値
126mg/dL以上
HbA1c
6.5%以上

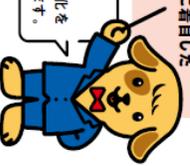
New

脂質
LDLコレステロール値
180mg/dL以上

令和4年10月スタート!

LDLコレステロール値に着目した医療機関への受診案内

! LDLコレステロールってなに?!
悪玉コレステロールとも呼ばれ、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる危険性があります。



高血圧・高血糖・脂質異常を放置すると?

高血圧

正常血圧と比べて血圧が高くなるほど脳卒中(脳出血、脳梗塞等)の発症リスクが高まります。

高血糖

高血糖の状態を放置すると、目が見えにくくなったり、人工透析が必要になる場合もあります。

脂質異常

LDLコレステロール値が基準値よりも高い人は心筋梗塞等になりやすいことが分かっています。

協会けんぽ



<https://www.kyokaikenpo.or.jp>

